

平成26年5月8日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木邦彦



平成26年度耐震対策緊急促進事業について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省による耐震対策緊急促進事業につきましては、昨年度よりご案内申し上げているところであります。

今般、同省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室長より本会宛に平成26年度における同事業の説明会の開催について連絡がありました。

平成26年度の同事業の補助申請受付は、4月16日より開始されておりますが、本件は、その説明会の周知依頼になります。説明会では、耐震改修工事の事例等も照会されるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会管下関係医療機関（建築基準法による新耐震基準の適用（昭和56年6月1日）より前に着工された、いわゆる既存不適格建築物であって、階数3以上かつ5,000㎡以上の病院及び診療所）への周知方につきまして、ご高配のほどお願い申し上げます。

平成26年4月25日

公益社団法人日本医師会常任理事 鈴木邦彦 殿

国土交通省住宅局市街地建築課
市街地住宅整備室長

平成26年度耐震対策緊急促進事業説明会の開催について

建築行政の推進につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対する補助制度（耐震対策緊急促進事業）のうち、平成26年度において、耐震診断等について、民間事業者等が国に直接補助申請を行う事業制度に係る説明会を開催することとしました。

この説明会では耐震改修工事の事例等もご紹介をする予定です。

貴会におかれましては、当該情報を関係機関、関係者の皆様に周知をいただきますようお願いいたします。

なお、参加申し込みについては、耐震対策緊急促進事業実施支援室のウェブサイト（<http://www.taishin-shien.jp/>）でご案内しておりますので、ご確認ください。

耐震対策緊急促進事業について

災害に強い国土・地域の構築に向けた建築物の耐震化を推進するため、平成25年度通常国会において「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、一定の建築物等に対し、耐震診断が義務付けられることになりました。

本事業は、建築物の耐震化を促進するため、耐震改修促進法の改正に伴い耐震診断の義務付け対象となる昭和56年5月末までに着工された以下の①から③の建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）等について、国が民間事業者等に対し、耐震診断・補強設計・耐震改修に要する費用の一部を補助するものです。

- ①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物
- ②小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物
- ③火薬類等の危険物の貯蔵場・処理場

当該建築物に対する耐震診断・補強設計・耐震改修の補助制度が未整備な市区町村の区域内に所在するもの等について、国が直接的に耐震化に係る取り組みを支援することとしています。

地方公共団体に補助制度がある場合は、地方公共団体の補助制度と併せて活用いただくことで、耐震診断等の補助率が高くなるよう措置されています。このため、対象となる建築物が所在する地方公共団体（市区町村及び都道府県）に対し、補助制度の有無やその要件を必ず事前にお問い合わせの上、十分に情報収集してからご対応ください。（この場合、耐震対策緊急促進事業の窓口は、当該地方公共団体となります。）

耐震対策緊急促進事業実施支援室からのお知らせ

平成26年 4月 28日 [平成26年4月25日付でお知らせしました平成26年度耐震対策緊急促進事業の事業説明会会場の一覧を更新しました。詳しくは、こちらをご覧ください。](#)

平成26年 4月 25日 [平成26年度 耐震対策緊急促進事業の事業説明会が行われます。詳しくは、こちらをご覧ください。](#)

水色の項目は詳細があります。詳しくは、項目をクリックしてください。

窓口と補助対象

本事業による補助は、建築物の区分、及び、地方公共団体による補助制度の有無によって、申請の窓口や補助金の支給方法が異なりますので、ご注意ください。

下表の区分に従って、本ホームページをご覧ください、あるいは、窓口にお問い合わせください。

		建築物の所在地の地方公共団体（都道府県又は市区町村）による当該建築物への補助制度の整備状況		
		整備されていない場合	整備されている場合	
補助金の申請窓口・方法 →		国（耐震対策緊急促進事業実施支援室）が窓口となり、直接的に補助を実施します	当該地方公共団体が窓口となり、国の補助と地方公共団体の補助を併せて実施します	
建築物の区分	対象行為	耐震診断	当該地方公共団体にお問い合わせください。	
		耐震診断		耐震診断マニュアルをご覧ください
		補強設計		補強設計マニュアルをご覧ください
	耐震改修	耐震改修		
要緊急安全確認大規模建築物 *1				
耐震基準について既存不適格であり、改正耐震改修促進法により、耐震				

[トップページ](#)

[窓口と補助対象](#)

[交付申請の受付時期](#)

[対象建築物](#)

[お知らせ](#)

[平成26年度 交付申請マニュアル・様式等](#)

[I.耐震診断](#)

[II.補強設計](#)

[III.耐震改修](#)

[Q & A](#)

[平成26年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会について](#)

[住宅・建築物の耐震化について](#)
(国土交通省のサイトへ)

[地方公共団体の補助制度一覧](#)
(日本建築防災協会のサイトへ)

[耐震判定委員会の一覧](#)
(既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会のサイトへ)

[リンク・著作権・免責事項](#)

[平成25年度 交付申請マニュアル・様式等はこちら](#)

診断が義務付けられる 表規控確總勘画記載建 築物はQ&Aをご覧ください。 耐震基準について既存		耐震改修マニュアル をご覧ください	
不適格であり、改正耐震 改修促進法により、耐震 診断が義務付けられる 以下の建築物。 ①地方公共団体が耐震 改修促進計画において 指定する緊急輸送道路 等の避難路沿道建築物 ②都道府県が耐震改修	耐震診断	(国からの直接補助 はありません)	当該地方公共団体 にお問い合わせく ださい。
	補強設計		
	耐震改修		

促進耐震改修促進法に関する国土交通省ホームページをご覧ください。

■ する庁舎、避難所等の
 補助金交付申請の受付時期
 防災拠点建築物

平成26年4月16日(水)から平成27年2月27日(金)(必着)

■ 診断義務付け対象建築物の特定

本事業の対象は、耐震改修促進法によって耐震診断の義務付け対象とされた一定の建築物に限られます。

義務付け対象の建築物の要件は法律及び政省令等で規定されておりますが、個々の建築物が義務付け対象であるかどうかについて疑問がある場合には、所管行政庁(耐震改修促進法の制度執行を行う都道府県・市区町村)にお問い合わせください。

「要緊急安全確認大規模建築物」については、[こちら](#)をご覧ください。

■ 【問い合わせ先】

書類の提出先は下記のとおりとなります。

○FAX・メールでのお問い合わせの際は氏名・法人名・連絡先等を明記の上、下記の連絡先までお送りください。

耐震対策緊急促進事業実施支援室
 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-2-5 栄太楼ビル7F
 TEL 03-6214-5838 / FAX 03-6214-5798
 E-Mail [info](mailto:info@taishin-shien.jp) @ taishin-shien.jp [メール送信](#)
 受付:月～金曜日(祝日、年末年始を除く)9:30～17:00

※ 耐震対策緊急促進事業実施支援室は、本事業を活用して耐震診断等を行う所有者等に対し補助金の交付事務等を行う者であり、国土交通省から公募により選定されています。

「要緊急安全確認大規模建築物」について

要緊急安全確認大規模建築物の用途・規模は、次の表に掲げるものです。

用途	対象建築物の規模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ5,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、鑑賞場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗	
ホテル、旅館	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、老人ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,500㎡以上
幼稚園、保育園	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

◀前に戻る ▲このページの先頭へ戻る

COPYRIGHT 2014 耐震対策緊急促進事業実施支援室 ALL RIGHTS RESERVED.

[トップページ](#)
[窓口と補助対象](#)
[交付申請の受付時期](#)
[対象建築物](#)
[お知らせ](#)
平成26年度
[交付申請マニュアル・様式等](#)
[I.耐震診断](#)
[II.補強設計](#)
[III.耐震改修](#)
[Q & A](#)
平成25年度
[耐震対策緊急促進事業](#)
[事業説明会について](#)
[住宅・建築物の耐震化について](#)
(国土交通省のサイトへ)
[地方公共団体の補助制度一覧](#)
(日本建築防災協会のサイトへ)
[耐震判定委員会の一覧](#)
(既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会のサイトへ)
[リンク・著作権・免責事項](#)
平成25年度
[交付申請マニュアル・様式等](#)
[はこちら](#)

平成26年度 耐震対策緊急促進事業

平成26年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会の趣旨

耐震対策緊急促進事業には、①地方公共団体に補助制度が整備されておらず、国が単独で直接的に補助をする場合と、②地方公共団体に補助制度が整備されており、地方公共団体と国が併せて補助する場合があります。

この説明会は、平成26年度において、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断等について、地方公共団体に補助制度が整備されていない場合等に、民間事業者等が国に直接補助申請を行う事業制度(①の場合)についての説明会です。

なお、地方公共団体に補助制度がある場合は、地方公共団体の補助制度と併せて活用いただくことで、耐震診断等の補助率が高くなるよう措置されています(②の場合)。このため、対象となる建築物が所在する地方公共団体(市区町村及び都道府県)に対し、補助制度の有無やその要件を必ず事前にお問い合わせください。この場合、耐震対策緊急促進事業の窓口は、当該地方公共団体となります。

今回の説明会は、上記①の場合について紹介するものですので、この点をご理解くださいますようお願いいたします。

平成26年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会について

全国9箇所にて、事業に関する説明会を下記の日時・会場にて実施します。

会場名	開催日時	場所(アクセスマップ)
東京会場	平成26年5月15日(木) 10:00~12:00 13:30~15:30	発明会館 地下ホール 東京都港区虎ノ門2-9-14 http://hatsumeikaikan.com/access1.html
名古屋会場	平成26年5月19日(月) 13:30~15:30	名古屋国際会議場 レセプションホール 愛知県名古屋市中区熱田区熱田西町1-1 http://www.nagoya-congress-center.jp/access/sv
大阪会場	平成26年5月20日(火) 13:30~15:30	難波御堂筋ホール 大阪府大阪市中央区難波4-2-1 難波ビルディング http://www.namba2.com/nmhall/access.php
福岡会場	平成26年5月21日(水) 13:30~15:30	アクロス福岡 国際会議場 福岡県福岡市中央区天神1-1-1 http://www.acros.or.jp/access/
高松会場	平成26年5月22日(木) 13:30~15:30	アルファあなぶきホール 多目的大会議室 香川県高松市玉藻町9-10 http://www.kenminhall.com/access/
広島会場	平成26年5月26日(月) 13:30~15:30	広島県JAビル 貸し会場第7会議室 広島県広島市中区4-7-3 http://www8.ocn.ne.jp/~ja-biru/access.html
新潟会場	平成26年5月30日(金) 13:30~15:30	朱鷺メッセ 中会議室 新潟県新潟市中央区万代島6-1 http://www.tokimesse.com/visitor/access/index.html
札幌会場	平成26年6月2日(月) 13:30~15:30	TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 北海道札幌市中央区北四条西6-1 毎日札幌会館5 http://tkpsapporo.net/akarenga/access.shtml
仙台会場	平成26年6月3日(火) 13:30~15:30	仙台国際センター 白樺1 宮城県仙台市青葉区青葉山無番地 http://www.sira.or.jp/icenter/access_transportation

平成26年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会の申込方法について

参加希望の方は開催日の4日前までに、下記のいずれかの方法にてお申し込みください。

(方法1) 開催会場をご確認の上、「説明会参加希望申込書」をプリントアウトして必要事項を記入いただき、FAXをお送りください。事務局連絡先(説明会FAX受付窓口:03-3988-6421)

(方法2) メールアドレスをクリックしていただくと、お使い頂いているパソコンのメールソフトが立ち上がりますので必要事項を入力していただき、「送信」してください。

setsumeikai.uketsuke@mx1.ksknet.co.jp

※「メール用申込様式」の表示の崩れにより正常にご利用いただけない場合があります。その際はFAXでのお申込みいただくか、ご自身が使用されているメールソフトにて上記メールアドレスまで

トップページ

窓口と補助対象

交付申請の受付時期

対象建築物

お知らせ

平成26年度
交付申請マニュアル
様式等

I.耐震診断

II.補強設計

III.耐震改修

Q & A

平成26年度
耐震対策緊急促進事業
事業説明会について

住宅・建築物の耐震化に
ついて
(国土交通省のサイトへ)

地方公共団体の補助制
度一覧
(日本建築防災協会のサイト
へ)

耐震判定委員会の一覧
(既存建築物耐震診断・改修
等推進全国ネットワーク委員
会のサイトへ)

リンク・著作権・免責事項

平成25年度

説明会希望会場、御社名、電話番号、FAX番号及び参加者名をご記入の上ご送信お願い致します。

- ・お申し込みは先着順となっております。各会場には定員数がありますので、お早めにお申し込みください。
定員に達した場合、お申し込みをお断りすることがあります。ご了承ください。
- ・受講票はございませんので、そのまま各会場へお越しください。
- ・説明会へのお申し込み、説明会場等についてのお問い合わせは、下記のお問い合わせ先へお願いいたします。

■ 平成26年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会参加希望申込書

以下よりダウンロードしてお使いください。		
平成26年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会 参加希望申込書	<input checked="" type="checkbox"/> WORD	<input type="checkbox"/> PDF
受講希望申請 送付先：平成26年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会事務局 (日建学院講習事業部) E-Mail:setsumeikai uketsuke@mx1.ksknet.co.jp / FAX:03-3988-6421		

■ 【平成26年度 事業説明会 問い合わせ先】

○平成26年度 耐震対策緊急促進事業 事業説明会事務局(日建学院講習事業部)
TEL:03-3988-1175 / FAX:03-3988-6421

▲このページの先頭へ戻る

COPYRIGHT 2014 耐震対策緊急促進事業実施支援室 ALL RIGHTS RESERVED

トップページ

窓口と補助対象
交付申請の受付時
期
対象建築物

お知らせ

平成26年度
交付申請マニュアル・
様式等

Ⅰ 耐震診断

Ⅱ 補強設計

Ⅲ 耐震改修

Q & A

平成26年度
耐震対策緊急促進事業
事業説明会について

住宅・建築物の耐震化に
ついて
(国土交通省のサイトへ)

地方公共団体の補助制
度一覧
(日本建築防災協会のサイ
トへ)

耐震判定委員会の一覧
(既存建築物耐震診断・改修
等推進全国ネットワーク委員
会のサイトへ)

リンク・著作権・免責事項

平成25年度
交付申請マニュアル・
様式等
はこちら

Q & A

下記の項目ごとに整理分類しています。クリックすると、該当項目の箇所に移動します。

全般 対象建築物 地方公共団体の補助制度との関係 耐震診断
補強設計・耐震改修 関係省庁等の補助との併用 その他

全般

Q1-1 耐震対策緊急促進事業による国から直接支援を行う補助制度の補助金交付申請はいつから受付するのですか。

A1-1 平成26年度の補助金交付申請の受付は、4月16日(水)に開始しております。

Q1-2 耐震対策緊急促進事業に係る補助金を申請する場合、申請者は建築物の所有者に限られますか。

A1-2 原則、耐震対策緊急促進事業に係る補助金を申請し、事業を実施するのは建築物の所有者ですが、その他の者が、所有者の同意を得て申請し事業を実施することを妨げるものではありません。

Q1-3 対象建築物が区分所有建物の場合、申請は誰が行うことになりますか。

A1-3 原則として、区分所有法上の管理者又は代表者が、補助の申請を行う事となります。その他の場合については、個別に窓口にご相談ください。

Q1-4 補助金交付申請と併行して耐震診断の見積りを取る行為は、事業着手とみなされますか。

A1-4 耐震診断の契約をもって事業着手とみなします。なお見積書は、交付申請における必要提出書類となるため、申請前に取得することになると考えられます。

Q1-5 この補助制度は将来に亘って継続の予定はありますか。

A1-5 耐震対策緊急促進事業は平成27年度末までに事業に着手するものだけに限り補助対象としており、現時点でその後の予定はありません。平成28年度以降に事業着手するものは、通常の補助制度(地方公共団体が行う補助)の対象とすることは可能です。

Q1-6 交付申請を行った場合、交付決定までどのくらい期間がかかりますか。

A1-6 国が直接補助を行う場合は耐震対策緊急促進事業実施支援室、地方公共団体の補助制度がある場合は、各地方整備局等が適正な申請書類を受理してから、30日以内に決定通知を発送します。

Q1-7 耐震改修工事を建築物を使用しながら実施し、建築物内において移転が必要になる場合、それに要する費用は補助対象となりますか。又、仮移転の場合には、その費用は補助対象となりますか。

A1-7 あくまで耐震改修工事に係る費用が対象となりますので、移転に要する費用及び仮移転の費用は耐震対策緊急促進事業の対象となりません。

▲このページの先頭へ戻る

対象建築物

Q2-1 耐震対策緊急促進事業による、国の直接補助の対象となる建築物は何ですか。

A2-1 建築基準法による新耐震基準の適用(昭和56年6月1日)より前に着工された、いわゆる既存不適格建築物であって、改正耐震改修促進法附則第3条に定めるものが対象となります。

① 不特定多数が利用する大規模建築物(附則第3条第一号)

- ② 避難弱者が利用する大規模建築物等(附則第3条第二号)
- ③ 危険物の貯蔵場又は処理場で大規模なもの(附則第3条第三号)
- のいずれかに該当するもの又は位置づけが確実なもの。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

Q2-2 耐震基準について既存不適格建築物であるビルに、物品販売業を営む5000㎡以上の店舗と、事務所がテナントとして入っています。補助金の算定に当たり、事務所に係る部分を切り出さなければなりません。

A2-2 このような複合施設の場合、改正耐震改修促進法附則第3条に規定する用途に該当する部分の面積の合計が法令で定める規模以上であれば、耐震診断義務付け対象の建築物となります。耐震診断義務付け対象となった建築物に、対象外の用途が含まれる場合であっても、建築物全体の延べ床面積により補助対象限度額を算定することができます。

Q2-3 昭和56年6月1日以降に新耐震基準によって建てられた建築物ですが、補助の対象となりますか。

A2-3 改正耐震改修促進法附則第3条に定める建築物のみが対象となりますので、本補助事業の対象とはなりません。

Q2-4 新耐震基準適用前の着工なのか否かわかりません。どうしたらよいですか。

A2-4 昭和56年6月1日以降に着工した建築物は、新耐震基準が適用されているはずですが、まずは、着工の時期を調べてみてください。当時の建築確認の関係書類、登記簿等をもとに確認してください。不明であれば、建築物が存する所管行政庁(建築確認などを行っている地方公共団体)に問い合わせてみてください。

Q2-5 改正耐震改修促進法による耐震診断の義務付け対象建築物であるか否かをどのように調べればよいですか。

A2-5 改正耐震改修促進法及び同法施行令等の規定に照らしご判断下さい。不明の場合には、建築物が存する所管行政庁(建築確認などを行っている地方公共団体)に対し、耐震診断義務付け対象建築物であるかどうかについてお問い合わせ下さい。

Q2-6 建築基準法の違反建築物は、補助対象になりませんか。

A2-6 建築基準法の耐震関係規定に違反しているものは、同規定について同法第3条第2項の規定の適用を受けていないため、診断義務付けの対象外となることから、耐震対策緊急促進事業の補助対象とすることはできません。

一方、耐震関係規定以外の規定に違反している建築物で耐震診断の義務付け対象となるものについては、耐震化工事前に違反是正をするか、耐震化工事とあわせて違反を是正することを前提として、補助を実施することは可能です。

[▲このページの先頭へ戻る](#)

■ 地方公共団体の補助制度との関係

Q3-1 所在地の市区町村では補助制度がありませんが、都道府県による補助が受けられます。このような場合、耐震対策緊急促進事業による、国からの直接補助に申込みできますか。

A3-1 国からの直接補助に申込みができるのは、所在地の地方公共団体(都道府県・市区町村のいずれも)に補助制度がなく、その補助を受けることができない場合に限られます。都道府県又は市区町村に補助制度が整備されている場合は、地方公共団体の補助制度を併せてご活用いただくことで、補助率が高くなるよう措置されているため、建物所有者の負担が軽減されます。この場合は、当該地方公共団体が申請の窓口になります。

Q3-2 所在地の地方公共団体の本年度の予算が不足して、その補助の受付が終了してしまいました。早急に診断を開始したいのですが、耐震対策緊急促進事業による、国からの直接補助に申込みできますか。

A3-2 補助率は低くなりますが、本事業へ申請いただくことは可能です。

Q3-3 地方公共団体に補助制度はありますが、その対象要件が、中小企業のみ限定されています。地方公共団体の補助の対象要件に該当しない場合、耐震対策緊急促進事業による、国からの直接補助に申込みできますか。

A3-3 地方公共団体の補助制度の対象外であれば、制度が整備されていないとの判断で国から直接の補助を受けることができます。その際の申請窓口は耐震対策緊急促進事業実施支援室となります。

Q3-4 地方公共団体に「耐震診断補助事業」という名称の事業はあるのですが、建物の現況調査や、耐震診断が必要か否かの予備的な調査の事業のみが補助の対象であって、「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年国土交通省告示第184号)」に基づき実施する耐震診断を行う場合は補助の対象とはなりません。この場合、耐震対策緊急促進事業による、国からの直接補助に申込みできますか。

A3-4 地方公共団体の補助制度の対象外であれば、制度が整備されていないとの判断で国から直接の補助を受けることができます。その際の申請窓口は耐震対策緊急促進事業実施支援室となります。

▲このページの先頭へ戻る

■ 耐震診断

Q4-1 既に耐震診断を実施済みです。耐震対策緊急促進事業の耐震診断に対する補助金はもらえますか。

A4-1 既に耐震診断を実施済みの場合は、耐震診断についての補助金は対象外です。

Q4-2 現在、耐震診断を実施中です。耐震対策緊急促進事業の耐震診断に対する補助金はもらえますか。

A4-2 補助金交付決定後に事業に着手(耐震診断の契約の締結)する耐震診断のみが補助の対象となります。既に実施中の場合は対象なりません。

Q4-3 耐震診断は誰に頼んでもよいですか。

A4-3 改正耐震改修促進法に基づく耐震診断の義務付けについては、耐震診断を実施する者の要件として、

① 一級建築士、二級建築士又は木造建築士であって、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を修得させるための講習として国土交通大臣の登録を受けたものを修了した者(建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築物について耐震診断を行う場合にあっては、当該各項に規定する建築士に限る。)

② ①のほか国土交通大臣が定める者

としています。したがって、本補助制度による補助を受けて耐震診断を実施する場合には、これらの要件を満たす者による耐震診断であることが必要です。

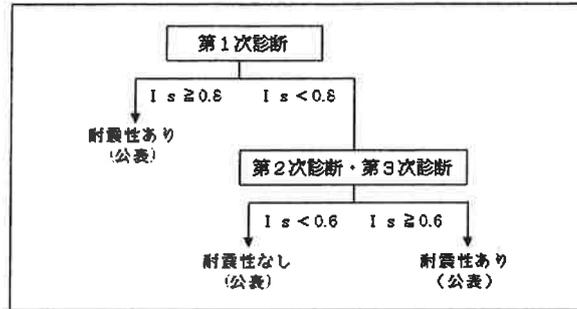
Q4-4 耐震診断には、簡易から第1次、第2次と段階がありますが、どの段階まで行う必要がありますか。

A4-4 簡易診断については、単に外見等から判断し、 I_s 値の算出を行わないような診断であれば、有効とすることはできないものと考えられます。

耐震診断基準と同等の基準として認定されている既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準では、評価方法として、第1次診断法、第2次診断法、第3次診断法があり、回数が増えるにしたがって診断の方法が詳細になります。

第1次診断のみを実施した場合には、 I_s 値が0.8以上の場合のみ報告が可

能です。0.8未満の場合には第2次診断以上の診断が必要であり、第1次診断のみでは耐震診断の結果の報告はできません。



Q4-5 補助を受けて耐震診断を行った場合、その結果については必ず第三者機関による評価を受けなければなりませんか。

A4-5 耐震対策緊急促進事業では、国が直接補助を行う場合の診断結果について、第三者機関の評価を必須とはしていませんが、所管行政庁によっては、耐震診断結果について耐震改修促進法に基づき報告を受取る際に、第三者機関の評価書の添付等を求める場合があります。そのような場合など、診断に要する費用に当該評価に係る費用も含めて補助申請を行うことができます。

▲このページの先頭へ戻る

補強設計・耐震改修

Q5-1 既に補強設計を実施済みです。耐震対策緊急促進事業の補強設計に対する補助金はもらえますか。

A5-1 既に補強設計を実施済みの場合、補強設計についての補助金は対象外です。

Q5-2 現在、補強設計を実施中です。耐震対策緊急促進事業の補強設計に対する補助金はもらえますか。

A5-2 補助金交付決定後に事業に着手(補強設計の契約の締結)する補強設計のみが補助の対象となります。既に実施中の場合は対象となりません。

Q5-3 既に耐震改修を実施済みです。耐震対策緊急促進事業の耐震改修に対する補助金はもらえますか。

A5-3 既に耐震改修を実施済みの場合、対象外です。

Q5-4 現在、耐震改修を実施中です。耐震対策緊急促進事業の耐震改修に対する補助金はもらえますか。

A5-4 補助金交付決定後に事業に着手(耐震改修の契約の締結)する耐震改修のみが補助の対象となります。既に実施中の場合は対象となりません。

Q5-5 耐震診断から耐震改修までを同時に申し込めますか。

A5-5 耐震改修の補助対象は、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限定されていますので、同時に申請することはできません。

Q5-6 耐震改修の水準はどの程度確保すればよいでしょうか。

A5-6 木造の場合は $I_w=1.0$ 以上、非木造の場合は $I_s=0.6$ 以上かつ $q=1.0$ 以上相当を満たすようにしてください。

Q5-7 耐震改修の工法に制約はありますか。

A5-7 制約はありませんが、補強設計の内容について、耐震判定委員会等の第三者機関による判定・評価、建築確認、所管行政庁による耐震改修計画の認定、建築基準法による全体計画の認定のうちいずれかの方法により、地震に対して安全な構造になることを明らかとし、そのことを証する書類の写しを提出してください。

Q5-8 耐震判定委員会とは何ですか。どこにあるのですか。

A5-8

耐震改修計画に関する評価・判定等を行う委員会で、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会(全国耐震ネットワーク委員会)」の参加団体が設置しています。委員会は、学識経験者、実務経験者等で構成され、判定は、委員の合議により決定されます。判定委員会の一覧は、[全国耐震ネットワーク委員会のホームページ](#)を参照してください。

Q5-9 地元の判定委員会が混み合っているようです。どうしたらよいでしょうか。

A5-9 他の判定委員会の活用が考えられます。[全国耐震ネットワーク委員会のホームページ](#)でも混雑状況を表示していますので参考としてください。

Q5- 耐震改修以外の工事を同時に行った場合は補助の対象となりますか。

10

A5- 耐震改修に係る工事のみ補助の対象となりますので、耐震改修工事に係る部分のみ内訳を抽出してください。耐震改修に係るものとその他とに明確に区分できない費用については、各々の工事費率で按分することができます。

Q5- 耐震改修工事中あるいは工事終了時に国の検査はあるのですか。

11

A5- 耐震対策緊急促進事業実施支援室は、提出された実績報告書の内容について、交付決定の内容とそれに附した条件通りに行われたかどうかを審査し、現地検査等を行います。必要に応じて、関係資料の提出や報告を求めることがあります。

Q5- 建替や改修工事をしないで解体する場合は、補助の対象となりますか。

12

A5- 除却工事費のみの場合、国から直接行う補助の対象となりません。ただし、地方公共団体が耐震改修促進計画において指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の対象(要安全確認計画記載建築物)となる場合は除却のみの工事費を対象とすることができます。

Q5- 交付限度額が82,300円/m²となる、「免震工法等特殊な工法」とはどのようなものですか。

13

A5- 特殊な工法は効果的に耐震性が向上できる一方、一般的な工法と比べ高価となるものを想定しています。免震工法や制震工法等がこれに当たりうると考えられますが、採用される工法が「免震工法等特殊な工法」に該当するか否かにつきましては、窓口にご相談ください。

Q5- 建替工事でも対象となりますか。

14

A5- 耐震改修に代わって行う建替工事の費用については、補助対象とすることができます。その場合、除却工事費用も含めて対象となりますが、補助金の額は耐震改修費用相当(従前建築物の延べ面積に48,700円/m²をかけた額)に補助率をかけたものとなります。

Q5- 建替えの場合、別地建替えの場合にあっても補助対象とすることができますか。

15

A5- 原則として、既存建築物が存する敷地を含む敷地で行う建て替え工事が対象となります。
ただし、災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時要援護者が利用する建築物であり、かつ、当該建築物が地震による津波の浸水のおそれがある区域内にある場合については、別地で建て替えざるを得ないものとして対象とすることができます。また、これらのほか、敷地の制約上、別地で建て替えざるを得ないなどやむを得ない理由がある場合は、窓口にご相談ください。

[▲このページの先頭へ戻る](#)

■ 関係省庁等の補助との併用

Q6-1

文部科学省の学校耐震化や厚生労働省の病院耐震化の補助と、この耐震対策緊急促進事業による国からの直接補助の両方を利用することはできますか。

Q6-1 これらの制度を併用して同一の建築物の同一の改修工事に補助金を二重に得ることはできません。ただし、耐震診断と耐震改修工事のそれぞれに別の補助金をあてることは可能です。

[▲このページの先頭へ戻る](#)

■ その他

Q7-1 平成26年度の実績報告の受付締め切り日に間に合わない場合はどうなりますか。

A7-1 原則として本年度内の補助金の支払いはできません。来年度以降の支払いとなります。

Q7-2 補助申請を行うにあたって、見積は複数社から取る必要がありますか。

A7-2 一社のみで問題ありませんが、不相当と判断される場合には、別の見積を求めることがあります。

[▲このページの先頭へ戻る](#)

COPYRIGHT 2014 耐震対策緊急促進事業実施支援室 ALL RIGHTS RESERVED.